

ブリッジ Bridge 12月号

トレンドニュース(令和7年10月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.17倍(前月比0.03P低下)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:10,781人と前年同月比0.7%減少。

新規求職申込件数:1,905人と前年同月比10.0%増加。

⇒新規求職者が4ヶ月連続で増加しています。

人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

◆令和7年12月1日、4日に特定最低賃金が改定されます

特定最低賃金は、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定する最低賃金です。

なお、地域別最低賃金及び特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

目次

《お知らせ情報》

- ◆12月は「ハラスメント撲滅月間」です
- ◆年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう
- ◆労働安全衛生及び作業環境測定法改正の主なポイントについて
- ◆育児・介護休業法(令和7年10月施行部分)及び両立支援等助成金(令和7年10月施行柔軟な働き方選択制度等支援コース)等のご案内

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1~3階

Tel 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ

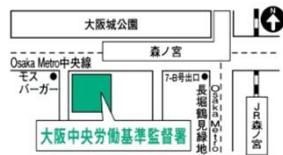


大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

Tel 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



令和7年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金		時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金		1,177円 (令和7年10月16日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名		時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業		1,191円 (令和7年12月4日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄鋼業		1,185円 (令和7年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3ヶ月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業		1,180円 (令和7年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業		1,197円 (令和7年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		1,197円 (令和7年12月4日)	
自動車・同附属品製造		1,194円 (令和7年12月1日)	
自動車小売業		1,177円 大阪府最低賃金 (令和7年10月16日)	備考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

*裏面の「業務改善助成金」は、大阪は第2期の申請を終了しています。

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**
TEL:0120-068-116 受付:平日9:00～17:00



どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！



◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】
・業務改善助成金コールセンター
・TEL:0120-366-440



◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

【問合せ先】
・中小企業税制サポートセンター
・TEL:03-6281-9821



◆中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある製品や設備・システムの導入を支援します。

【問合せ先】
・中小企業省力化投資補助事業
　　コールセンター
・TEL:0570-099-660



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といつても非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】
・大阪労働局職業安定部
　雇用保険課助成金センター
・TEL:06-7669-8900



◆企業活力強化貸付

(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

【問合せ先】
・日本政策金融公庫
・TEL:0120-154-505



◆IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

【問合せ先】
・サービス等生産性向上IT導入支援事業
　　コールセンター
・TEL:0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、12月10日(水)13:30から、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

今回は、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されることを踏まえ、①改正法の説明、②業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取組事例、③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

【申し込みURL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>】



事業主の皆さんへ（全企業が対象です）

公布日：令和7年6月11日

令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、
カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



お問い合わせ 大阪労働局雇用環境・均等部指導課
大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館
TEL 06-6941-8940

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日（2025年6月11日）から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、

職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。



「希望」の会社を「失望」に変えない



NO!

一緒に食事に行かない?

NO!

恋人はいるの?

NO!

個人のSNSアカウントを教えて

NO!

すごくスタイルいいね!

就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日（2025年6月11日）から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。



ハラスメント対策の総合サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



モコヒ自分強 働き方 休み方

→ Refresh!



年末年始は
年休とつて
ほつとひとやすみ

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶



働き方 休み方

Refresh!

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

①時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

②時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注)時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

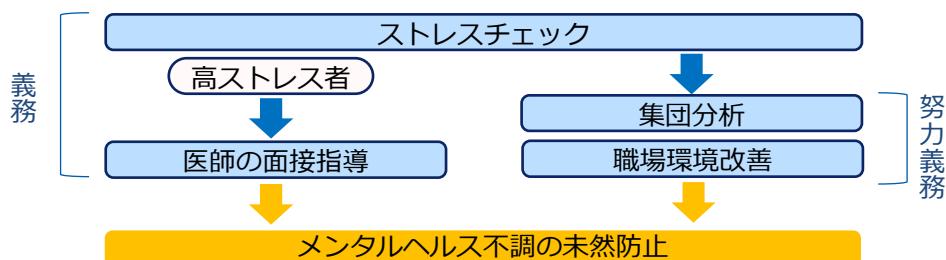
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めています。

【ストレスチェック制度の流れ】



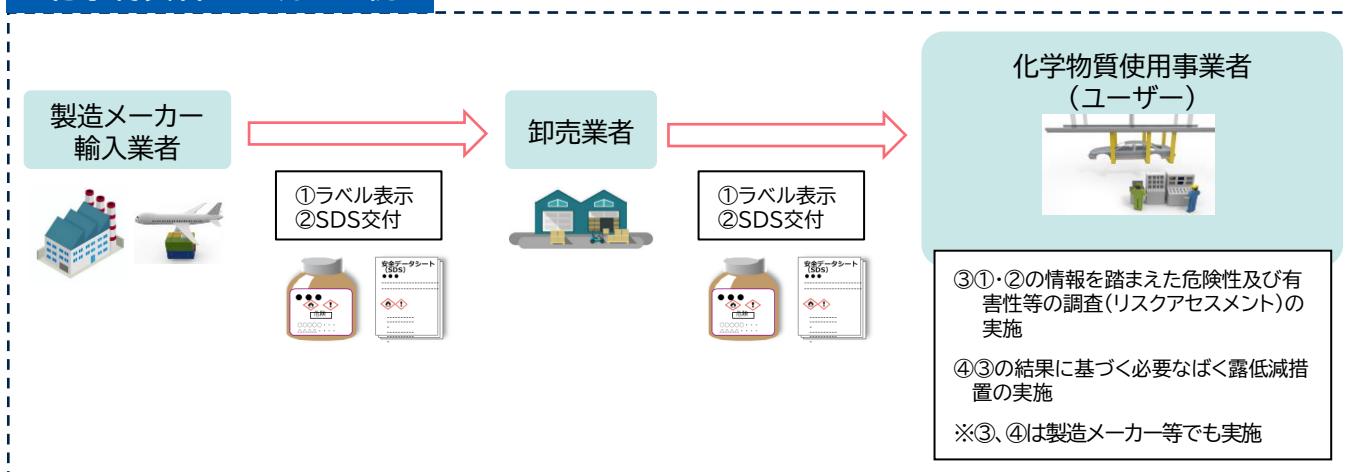
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講すべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にはばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務になりました。

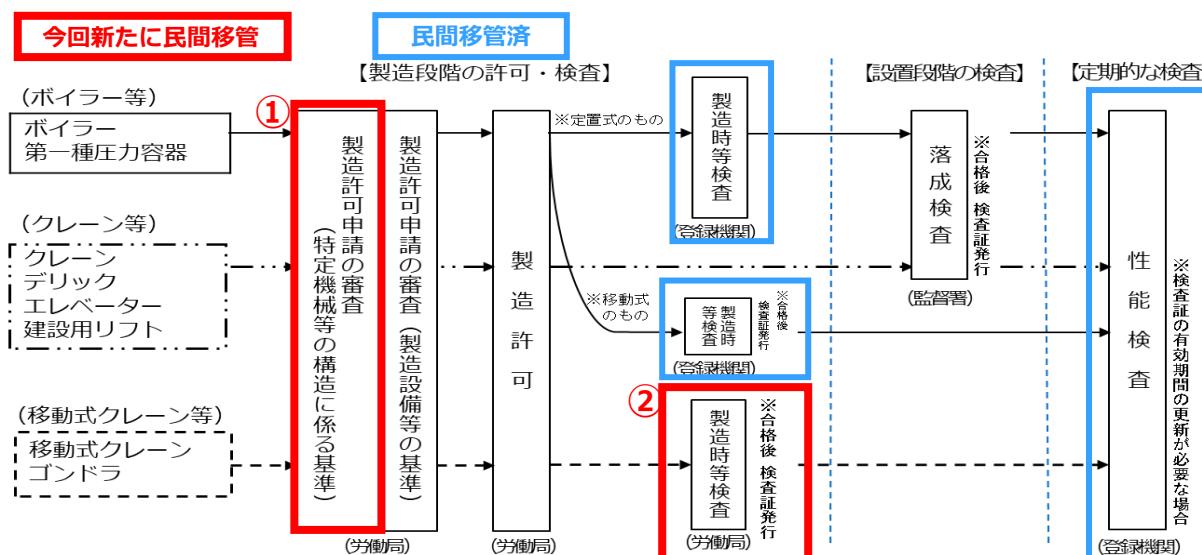
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2)特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzan/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



育児・介護休業法（令和7年10月施行部分）及び 両立支援等助成金（令和7年10月施行柔軟な働き方選択制度等支援コース）等のご案内

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などを内容とする育児・介護休業法の改正がなされました。このリーフレットでは令和7年10月からの法施行内容や両立支援等助成金の10月施行内容などについてご案内します。

令和7年10月施行の法改正内容

1. 柔軟な働き方を実現するための措置等

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、以下5つの措置の中から**2つ以上の措置を選択し講ずる必要があります。**

始業時刻等の変更の措置	次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しないこと) ① フレックスタイム制、 ② 始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度(時差出勤制度)
テレワーク等	一日の所定労働時間を変更せず月に10日以上時間単位で利用できるもの
保育施設の設置運営等	保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜を供与するもの
就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の付与（養育両立支援休暇）	一日の所定労働時間を変更せず年に10日以上原則時間単位で取得できるもの
短時間勤務制度	一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向確認を個別に行わなければなりません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例:人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

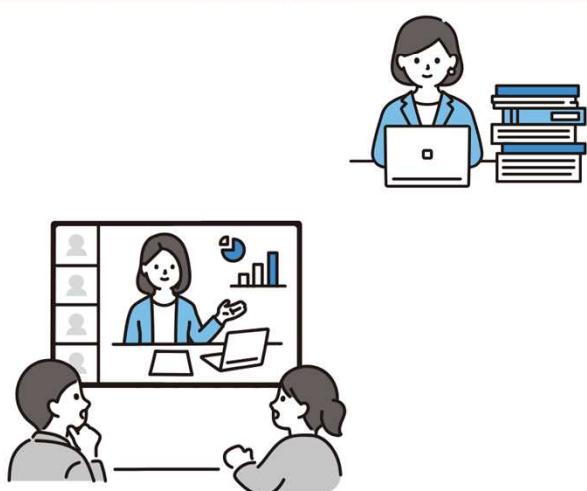
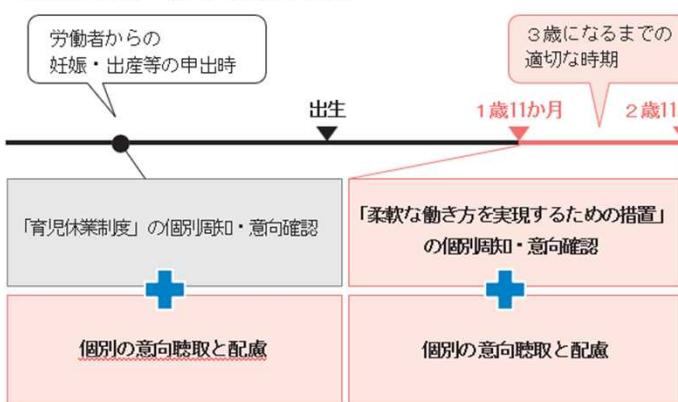
事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業及び終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 聽取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

〈改正後の個別周知等の義務の概要〉



※始業時刻の変更等: フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

就学以降に
延長
(小学校
3年生修了
まで)

- 改正法施行に伴い、両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）が新しくなります。
- 対象となる中小企業事業主の皆様におかれでは、育休中等業務代替支援コース、出生時両立支援コースなどとともに、積極的な活用をご検討ください。

柔軟な働き方選択制度等支援コースが新しくなります

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等の助成です。

令和7年10月からは

- 改正法に基づき、事業主は、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を2つ以上選択し講ずる必要があることを踏まえ、



- | | |
|--|-------------|
| ① 制度（※）を 3つ導入 し、対象労働者が制度を利用した場合 | 20万円 |
| 制度（※）を 4つ以上導入 し、対象労働者が制度を利用した場合 | 25万円 |
- となります。

※3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる、次の制度。

- フレックスタイム制度or時差出勤制度
- 柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度
- 養育両立支援休暇制度
- 育児のためのテレワーク等
- 保育サービスの手配及び費用補助

なお、支給対象は**1事業主5人**までです。
異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

- そのほかの助成対象となる取組みについては次のとおりです。

- ② 法で求める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度（※※）の整備 **30万円**

※※子の看護等休暇（育児・介護休業法第16条の2）であって、次のいずれにも該当する制度。

- 有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること
- 1つの年度において10日以上が付与されるものであること
- 時間単位で取得でき、始業・終業時刻と連続しない「中抜け」ができる制度であること
- 一日の所定労働時間を変更することなく利用できるものであること

- ③ ①や②の制度について**中学校修了までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合** **20万円加算**

- ④ 育児休業取得状況等の情報を指定のWEBサイト上で公開した場合 **2万円加算（変更なし）**

育休中等業務代替支援コースの活用も併せてご検討ください

育休中等業務代替支援コースは、

- 育休取得者や短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当支給
- 育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入をした場合の助成金です。

労働者が職場に気兼ねなく育休取得できるような業務体制整備に取り組む事業主を支援しています。

例えば



育休取得者の業務を代替する労働者に手当支給



- 業務体制整備経費：6万円（外部の専門事業者に委託した場合は20万円）
- 業務代替者に支給した手当の総額の3/4（上限計10万円/月、12ヶ月まで）



業務代替要員を新規雇用により確保



- 業務代替した期間に応じて、9万円～67.5万円

男性育休取得率アップで出生時両立支援コースが申請可能

出生時両立支援コースは、

- 出生後の8週間以内に男性労働者が育児休業を取得
- 男性の育児休業取得率の上昇等

の場合の助成金です。

例えば

育休取得率「30ポイント以上UP & 50%以上達成」で 60万円 支給



※各コースの詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局（申請先）へお問い合わせください。

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年10月	前年同月	前年同月比	令和7年10月	前年同月	前年同月比
計	10,781	10,856	▲ 0.7	69,067	73,792	▲ 6.4
建設業	442	489	▲ 9.6	4,408	4,805	▲ 8.3
製造業	812	987	▲ 17.7	5,034	5,946	▲ 15.3
情報通信業	808	856	▲ 5.6	2,660	3,036	▲ 12.4
運輸業,郵便業	475	1,124	▲ 57.7	5,242	6,228	▲ 15.8
卸売業,小売業	806	1,222	▲ 34.0	5,942	7,228	▲ 17.8
学術研究,専門・技術サービス業	723	736	▲ 1.8	2,372	2,400	▲ 1.2
宿泊業,飲食サービス業	1,969	976	101.7	7,098	6,777	4.7
生活関連サービス業,娯楽業	113	95	18.9	3,030	2,759	9.8
教育,学習支援業	303	108	180.6	988	915	8.0
医療,福祉	1,925	1,898	1.4	19,506	20,449	▲ 4.6
サービス業（他に分類されないもの）	1,758	1,691	4.0	9,308	9,729	▲ 4.3

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年10月	前年同月	前年同月比	令和7年10月	前年同月	前年同月比
職業計	1,905	1,732	10.0	27,649	27,368	1.0
A 管理的職業従事者	12	7	71.4	108	101	6.9
B 専門的・技術的職業従事者	303	294	3.1	4,206	4,182	0.6
C 事務従事者	586	470	24.7	7,320	6,888	6.3
D 販売従事者	119	115	3.5	1,761	1,689	4.3
E サービス職業従事者	206	175	17.7	3,229	2,771	16.5
F 保安職業従事者	17	15	13.3	299	263	13.7
G 農林漁業従事者	2	3	▲ 33.3	88	64	37.5
H 生産工程従事者	67	76	▲ 11.8	1,268	1,279	▲ 0.9
I 輸送・機械運転従事者	43	46	▲ 6.5	967	935	3.4
J 建設・採掘従事者	8	10	▲ 20.0	268	259	3.5
K 運搬・清掃・包装等従事者	173	142	21.8	3,281	2,918	12.4

3. 就職件数の推移

	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10
大阪東	370	321	280	288	381	499	359	349	296	344	248	298	363
大阪労働局	6,248	5,583	5,139	4,815	5,786	6,562	6,360	6,045	5,940	5,714	4,627	5,546	5,914

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和7年10月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	15,204	7,534	2.02	105,931	97,597	1.09
01管理的職業	54	39	1.38	320	454	0.70
02研究・技術の職業	2,927	534	5.48	12,629	6,100	2.07
006開発技術者	238	42	5.67	1,311	565	2.32
007製造技術者	156	81	1.93	885	1,294	0.68
008建築・土木・測量技術者	1,075	56	19.20	3,944	779	5.06
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	937	226	4.15	3,884	2,227	1.74
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	273	409	0.67	929	4,213	0.22
017デザイナー	68	224	0.30	282	2,277	0.12
04医療・看護・保健の職業	935	282	3.32	8,762	3,820	2.29
023看護師、准看護師	488	155	3.15	3,939	1,849	2.13
024医療技術者	179	47	3.81	1,759	672	2.62
025栄養士、管理栄養士	54	10	5.40	1,223	254	4.81
028保健医療関係助手	96	17	5.65	898	317	2.83
05保育・教育の職業	282	105	2.69	2,398	1,528	1.57
029.031.032その他の保育・教育の職業	276	92	3.00	2,239	1,341	1.67
06事務的職業	1,737	2,506	0.69	10,141	28,551	0.36
033総務・人事・企画事務の職業	226	275	0.82	1,148	2,874	0.40
034一般事務・秘書・受付の職業	439	1,432	0.31	2,725	16,666	0.16
037医療・介護事務の職業	121	82	1.48	1,125	1,314	0.86
038会計事務の職業	277	244	1.14	1,142	2,524	0.45
040営業・販売関連事務の職業	267	175	1.53	1,541	1,823	0.85
07販売・営業の職業	2,644	517	5.11	11,939	6,738	1.77
045販売員	1,003	149	6.73	4,580	2,464	1.86
048営業の職業	1,532	340	4.51	6,809	3,997	1.70
08福祉・介護の職業	1,483	282	5.26	14,266	4,269	3.34
049福祉・介護の専門的職業	500	124	4.03	5,504	1,651	3.33
050施設介護の職業	670	147	4.56	6,541	2,435	2.69
051訪問介護の職業	313	11	28.45	2,221	183	12.14
09サービスの職業	1,508	438	3.44	11,204	5,210	2.15
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	51	57	0.89	3,023	738	4.10
055飲食物調理の職業	417	154	2.71	4,156	1,816	2.29
056接客・給仕の職業	867	140	6.19	3,006	1,587	1.89
057居住施設・ビル等の管理の職業	62	44	1.41	357	512	0.70
10警備・保安の職業	480	36	13.33	3,358	699	4.80
12製造・修理・塗装・製図等の職業	838	344	2.44	8,890	5,481	1.62
071製品製造・加工処理工（金属製品）	175	61	2.87	2,343	1,261	1.86
072製品製造・加工処理工（食料品等）	34	25	1.36	683	511	1.34
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	216	75	2.88	1,486	933	1.59
074機械組立工	86	29	2.97	836	588	1.42
075機械整備・修理工	108	28	3.86	1,619	497	3.26
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	137	96	1.43	958	997	0.96
13配送・輸送・機械運転の職業	1,155	220	5.25	9,604	4,853	1.98
082配送・集荷の職業	443	81	5.47	1,956	1,645	1.19
083貨物自動車運転の職業	155	32	4.84	3,202	1,026	3.12
085乗用車運転の職業	377	48	7.85	2,332	774	3.01
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	141	27	5.22	890	559	1.59
14建設・土木・電気工事の職業	402	60	6.70	7,115	1,195	5.95
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	202	23	8.78	2,283	417	5.47
094電気・通信工事の職業	88	22	4.00	1,273	392	3.25
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	469	434	1.08	4,182	7,268	0.58
095荷役・運搬作業員	108	82	1.32	1,899	1,745	1.09
096清掃・洗浄作業員	144	95	1.52	894	1,223	0.73
（IT関連計）	1,850	664	2.79	8,622	7,047	1.22
（福祉関連計）	2,060	425	4.85	19,059	5,970	3.19
（介護関連小計）	1,425	235	6.06	13,579	3,612	3.76

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和7年10月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	10,374	3,915	2.65	65,686	59,806	1.10
01管理的職業	1	10	0.10	10	83	0.12
02研究・技術の職業	58	74	0.78	350	871	0.40
007製造技術者	2	25	0.08	52	255	0.20
008建築・土木・測量技術者	20	6	3.33	105	102	1.03
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	15	20	0.75	123	213	0.58
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	171	111	1.54	670	1,248	0.54
017デザイナー	49	50	0.98	278	540	0.51
04医療・看護・保健の職業	676	169	4.00	5,743	2,814	2.04
023看護師、准看護師	450	94	4.79	2,999	1,574	1.91
024医療技術者	82	16	5.13	919	328	2.80
028保健医療関係助手	83	11	7.55	964	287	3.36
05保育・教育の職業	568	74	7.68	3,308	1,479	2.24
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭の保育者	406	26	15.62	876	384	2.28
029.031.032その他の保育・教育の職業	162	48	3.38	2,432	1,095	2.22
06事務的職業	1,148	1,041	1.10	6,417	13,971	0.46
034一般事務・秘書・受付の職業	243	652	0.37	2,124	9,116	0.23
037医療・介護事務の職業	94	49	1.92	967	763	1.27
038会計事務の職業	224	66	3.39	534	826	0.65
040営業・販売関連事務の職業	75	32	2.34	347	400	0.87
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	217	73	2.97	643	816	0.79
07販売・営業の職業	403	140	2.88	2,294	2,449	0.94
045販売員	359	114	3.15	2,058	2,114	0.97
08福祉・介護の職業	1,309	166	7.89	13,178	2,803	4.70
049福祉・介護の専門的職業	217	69	3.14	2,276	927	2.46
050施設介護の職業	706	84	8.40	7,492	1,669	4.49
051訪問介護の職業	386	13	29.69	3,410	207	16.47
09サービスの職業	3,465	285	12.16	15,220	4,548	3.35
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	30	28	1.07	969	330	2.94
055飲食物調理の職業	1,800	98	18.37	10,180	2,002	5.08
056接客・給仕の職業	1,341	79	16.97	2,592	1,110	2.34
057居住施設・ビル等の管理の職業	257	57	4.51	766	711	1.08
10警備・保安の職業	321	24	13.38	3,100	572	5.42
12製造・修理・塗装・製図等の職業	271	79	3.43	2,173	1,596	1.36
071製品製造・加工処理工（金属製品）	15	7	2.14	230	209	1.10
072製品製造・加工処理工（食料品等）	89	14	6.36	646	354	1.82
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	110	21	5.24	732	388	1.89
074機械組立工	9	4	2.25	138	151	0.91
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	12	1	12.00	111	41	2.71
13配送・輸送・機械運転の職業	220	72	3.06	2,723	1,676	1.62
082配送・集荷の職業	58	26	2.23	649	533	1.22
083貨物自動車運転の職業	2	6	0.33	171	104	1.64
085乗用車運転の職業	138	19	7.26	1,412	594	2.38
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	12	10	1.20	147	144	1.02
14建設・土木・電気工事の職業	7	6	1.17	121	156	0.78
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	4	1	4.00	48	58	0.83
092土木の職業	3		--	44	30	1.47
094電気・通信工事の職業		3	0.00	12	52	0.23
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,732	670	2.59	10,189	12,330	0.83
095荷役・運搬作業員	95	37	2.57	992	1,042	0.95
096清掃・洗浄作業員	1,388	207	6.71	6,081	3,319	1.83
097包装作業員	83	43	1.93	641	713	0.90
098選別・ピッキング作業員	63	35	1.80	778	1,149	0.68
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 (IT関連計)	103 311	348 159	0.30 1.96	1,697 1,135	6,107 1,786	0.28 0.64
(福祉関連計)	1,814	247	7.34	16,844	4,329	3.89
(介護関連小計)	1,294	136	9.51	13,200	2,477	5.33

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和7年10月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	240,312	316,078	251,322	241,199	311,143	247,635
01管理の職業	307,050	413,478	340,000	297,126	381,762	346,324
02研究・技術の職業	286,109	466,421	292,571	266,521	436,205	277,309
006開発技術者	271,785	382,393	270,000	255,572	416,189	269,882
007製造技術者	257,864	361,144	280,000	245,040	356,544	256,502
008建築・土木・測量技術者	319,059	553,773	368,750	291,533	481,325	311,825
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	255,514	400,511	280,345	257,588	428,673	272,829
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	244,463	346,096	275,870	234,102	341,196	253,496
017デザイナー	238,936	318,481	283,000	234,005	324,226	250,980
04医療・看護・保健の職業	244,196	295,030	287,609	253,380	302,932	274,386
023看護師、准看護師	264,462	317,816	287,500	267,546	316,262	287,882
024医療技術者	253,384	303,958	277,000	253,895	305,108	259,455
025栄養士、管理栄養士	189,167	218,067	245,000	222,279	261,314	218,511
028保健医療関係助手	195,609	219,875	215,000	201,776	236,340	204,773
05保育・教育の職業	226,152	275,168	239,167	227,120	262,839	230,601
029.031.032その他の保育・教育の職業	226,152	275,168	240,000	227,995	264,256	234,619
06事務の職業	221,731	270,803	232,582	219,481	272,360	229,386
033総務・人事・企画事務の職業	230,663	286,296	254,324	231,124	292,853	261,560
034一般事務・秘書・受付の職業	208,441	235,059	221,176	210,086	245,404	219,184
037医療・介護事務の職業	203,763	243,645	207,500	205,238	239,540	208,932
038会計事務の職業	243,156	326,676	248,056	234,711	314,938	240,493
040営業・販売関連事務の職業	228,790	285,046	261,471	224,579	287,489	250,809
07販売・営業の職業	230,906	294,019	295,000	241,050	316,771	279,407
045販売員	208,363	241,518	249,130	228,160	286,892	232,551
048営業の職業	239,505	317,943	319,773	246,815	331,918	303,904
08福祉・介護の職業	234,978	273,722	230,909	240,855	274,847	232,686
049福祉・介護の専門的職業	247,544	286,357	232,667	258,261	293,944	235,578
050施設介護の職業	228,683	269,422	232,308	226,000	258,484	230,262
051訪問介護の職業	228,845	261,428	210,000	229,138	262,175	238,000
09サービスの職業	225,724	257,162	234,324	248,632	300,004	237,187
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	226,667	333,333	210,000	260,908	302,021	236,794
055飲食物調理の職業	221,264	253,895	250,000	251,601	307,485	247,902
056接客・給仕の職業	227,886	259,632	238,438	236,663	303,246	239,876
057居住施設・ビル等の管理の職業	218,848	235,260	198,750	203,336	217,435	204,261
10警備・保安の職業	210,234	229,142	214,615	209,259	227,676	209,077
12製造・修理・塗装・製図等の職業	225,749	300,874	240,889	224,481	305,000	240,714
071製品製造・加工処理工（金属製品）	220,132	293,522	273,333	225,349	310,573	245,682
072製品製造・加工処理工（食料品等）	224,776	265,900	223,333	223,606	269,214	220,886
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	217,003	270,938	212,500	215,510	276,986	218,372
074機械組立工	208,667	287,160	243,333	219,491	304,004	243,980
075機械整備・修理工	238,237	348,972	276,667	227,943	312,057	297,612
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	247,034	348,700	228,889	239,050	357,894	240,472
081生産類似の職業	208,000	260,000	255,000	215,600	332,000	255,882
13配送・輸送・機械運転の職業	234,529	277,809	270,526	247,244	301,124	261,583
082配達・集荷の職業	240,435	270,899	232,000	245,624	294,631	254,074
083貨物自動車運転の職業	253,624	301,971	315,000	263,984	330,297	300,821
085乗用車運転の職業	219,285	255,688	315,385	225,870	258,412	257,389
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	216,602	260,543	210,000	231,561	286,597	240,000
14建設・土木・電気工事の職業	256,780	385,558	223,333	247,707	368,422	284,152
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	266,663	418,388	300,000	249,864	374,091	279,054
094電気・通信工事の職業	239,625	352,925	170,000	241,443	365,867	277,586
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	208,829	232,743	204,375	219,032	263,231	209,294
095荷役・運搬作業員	207,574	243,092	219,167	219,033	264,051	222,923
096清掃・洗浄作業員	205,973	220,599	196,000	217,370	255,973	193,630
(IT関連計)	258,414	391,899	267,500	253,204	408,008	260,066
(福祉関連計)	240,663	283,061	252,388	244,384	282,671	253,777
(介護関連小計)	233,759	273,117	226,579	236,962	271,462	234,394

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和7年10月内容	ハローワーク大阪東				大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金	
	下限	上限		下限	上限		
職業計	1,243	1,318	1,244	1,285	1,390	1,236	
01管理的職業	--	--	1,300	1,200	1,200	1,491	
02研究・技術の職業	1,228	1,355	1,538	1,308	1,607	1,491	
007製造技術者	--	--	1,189	1,222	1,305	1,253	
008建築・土木・測量技術者	1,450	2,000	--	1,553	2,035	1,482	
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,185	1,326	1,596	1,192	1,498	1,538	
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,364	1,629	1,147	1,249	1,530	1,300	
017デザイナー	1,238	1,390	1,223	1,203	1,442	1,258	
04医療・看護・保健の職業	1,683	1,888	1,730	1,683	1,886	1,661	
023看護師、准看護師	1,744	1,946	1,780	1,717	1,903	1,655	
024医療技術者	1,857	2,213	1,450	1,803	2,102	1,667	
028保健医療関係助手	1,281	1,383	1,200	1,233	1,321	1,214	
05保育・教育の職業	1,277	1,396	1,288	1,300	1,438	1,321	
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,240	1,301	1,114	1,224	1,312	1,179	
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,308	1,474	1,333	1,320	1,472	1,373	
06事務的職業	1,247	1,364	1,209	1,230	1,333	1,216	
034一般事務・秘書・受付の職業	1,234	1,293	1,203	1,222	1,302	1,211	
037医療・介護事務の職業	1,253	1,335	1,152	1,229	1,306	1,187	
038会計事務の職業	1,289	1,487	1,174	1,277	1,488	1,240	
040営業・販売関連事務の職業	1,246	1,377	1,212	1,228	1,330	1,234	
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,243	1,441	1,183	1,203	1,318	1,254	
07販売・営業の職業	1,153	1,184	1,242	1,222	1,331	1,197	
045販売員	1,145	1,176	1,223	1,219	1,324	1,184	
048営業の職業	1,299	1,328	1,500	1,243	1,389	1,300	
08福祉・介護の職業	1,281	1,431	1,223	1,303	1,455	1,218	
049福祉・介護の専門的職業	1,323	1,541	1,200	1,311	1,454	1,238	
050施設介護の職業	1,250	1,370	1,194	1,274	1,364	1,207	
051訪問介護の職業	1,331	1,508	1,600	1,375	1,698	1,243	
09サービスの職業	1,193	1,223	1,256	1,205	1,267	1,193	
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,200	1,533	1,333	1,271	1,481	1,229	
055飲食物調理の職業	1,178	1,209	1,199	1,187	1,225	1,182	
056接客・給仕の職業	1,204	1,242	1,293	1,192	1,249	1,205	
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,219	1,226	1,251	1,200	1,210	1,175	
10警備・保安の職業	1,202	1,287	1,164	1,232	1,310	1,187	
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,203	1,290	1,255	1,190	1,280	1,200	
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,187	1,287	--	1,225	1,372	1,216	
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,211	1,228	1,339	1,202	1,242	1,188	
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,163	1,180	1,177	1,153	1,223	1,167	
074機械組立工	1,130	1,130	1,177	1,179	1,263	1,176	
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,189	1,189	--	1,183	1,205	1,293	
13配送・輸送・機械運転の職業	1,251	1,355	1,215	1,252	1,327	1,204	
082配達・集荷の職業	1,248	1,514	1,146	1,240	1,358	1,189	
083貨物自動車運転の職業	--	--	--	1,424	1,570	1,227	
085乗用車運転の職業	1,249	1,308	1,319	1,220	1,275	1,196	
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,267	1,312	1,207	1,209	1,266	1,240	
14建設・土木・電気工事の職業	1,313	2,125	1,700	1,542	2,028	1,296	
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,375	2,500	--	1,698	2,279	1,347	
092土木の職業	1,250	1,750	--	1,527	1,943	1,194	
094電気・通信工事の職業	--	--	1,400	1,196	1,652	1,238	
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,194	1,213	1,164	1,201	1,229	1,160	
095荷役・運搬作業員	1,226	1,302	1,183	1,215	1,267	1,170	
096清掃・洗浄作業員	1,193	1,205	1,162	1,202	1,221	1,156	
097包装作業員	1,196	1,219	1,177	1,183	1,238	1,172	
098選別・ピッキング作業員	1,169	1,248	1,178	1,201	1,260	1,168	
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 (IT関連計)	1,195 1,356	1,239 2,135	1,157 1,357	1,193 1,237	1,236 1,553	1,155 1,337	
(福祉関連計)	1,411	1,576	1,480	1,412	1,576	1,411	
(介護関連小計)	1,278	1,423	1,225	1,303	1,453	1,217	

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2025年10月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人數		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人數	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	1	4	7	27	TOEIC(600点~)	21	195	11	28
第三種電気主任技術者	7	88	24	150	日本語検定1級	30	206	2	3
1級電気工事施工管理技士	1	29	22	78	日本語検定3級	13	182	0	3
2級電気工事施工管理技士	2	37	16	105	日商簿記1級	10	126	0	12
一級建築士	13	81	98	435	日商簿記2級	166	1,879	44	269
二級建築士	22	168	79	369	日商簿記3級	192	2,105	73	377
1級建築施工管理技士	5	92	92	463	簿記能力検定(全経2級)	12	88	0	11
2級建築施工管理技士	2	71	93	402	運行管理者(貨物)	10	202	0	53
1級土木施工管理技士	1	100	204	519	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	9	77	0	6
2級土木施工管理技士	3	72	192	466	医療事務資格	21	298	6	79
1級造園施工管理技士	3	13	2	49	登録販売者(一般医薬品)	12	255	2	137
薬剤師	20	290	31	407	理容師	3	52	2	1,320
保健師	12	169	24	264	美容師	52	593	46	2,017
助産師	7	75	0	33	ネイリスト技能検定試験2級	3	39	1	10
看護師	165	1,986	651	4,694	ネイリスト技能検定試験3級	6	67	0	27
准看護師	16	383	309	2,562	調理師	90	1,216	443	2,195
臨床検査技師	7	92	11	122	警備員検定試験(1級)	0	2	5	7
理学療法士	12	122	75	873	警備員検定試験(2級)	1	4	6	11
作業療法士	6	67	68	703	大型自動車免許	39	1,119	34	1,420
歯科技工士	4	49	1	46	大型自動車第二種免許	16	436	67	354
歯科衛生士	16	262	30	364	普通自動車免許	1,862	32,150	148	3,097
診療放射線技師	1	65	9	45	普通自動車第二種免許	26	440	291	1,577
言語聴覚士	3	42	37	316	大型特殊自動車免許	4	190	0	60
管理栄養士	18	270	88	685	自動二輪車免許	40	842	21	185
栄養士	38	497	120	1,194	原動機付自転車免許	11	339	665	1,205
あん摩マッサージ指圧師	2	19	31	272	牽引免許	14	304	3	196
はり師	6	69	46	257	フォークリフト運転技能者	153	3,627	384	3,106
きゅう師	5	63	19	170	中型自動車免許	20	384	143	2,036
柔道整復師	6	96	41	264	中型自動車第二種免許	1	32	51	128
臨床心理士	2	28	12	69	8トン限定中型自動車免許	20	438	20	843
社会福祉士	12	266	214	1,222	危険物取扱者(乙種)	39	959	25	293
介護福祉士	108	1,883	783	8,706	危険物取扱者(丙種)	1	86	0	103
保育士	98	1,612	307	3,286	溶接技能者	2	33	2	23
ホームヘルパー1級	3	53	28	330	ガス溶接技能者	10	320	2	285
ホームヘルパー2級	68	1,334	403	3,694	アーク溶接技能者(基本級)	7	198	0	93
精神保健福祉士	3	110	57	455	二級自動車整備士	5	99	17	233
介護支援専門員(ケアマネージャー)	18	404	65	1,401	三級自動車整備士	5	67	20	217
介護職員基礎研修修了者	2	41	9	277	自動車検査員	2	33	2	52
福祉用具専門相談員	6	109	1	51	2級ボイラー技士	8	185	11	65
介護職員初任者研修修了者	63	1,061	1,006	9,502	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	4	113	4	59
介護職員実務者研修修了者	39	471	534	5,553	移動式クレーン運転士	4	194	1	98
税理士	1	18	10	34	小型移動式クレーン運転技能者	6	239	11	150
社会保険労務士	8	101	33	79	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	28	0	46
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	68	1,241	57	1,236	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	5	134	3	202
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	18	376	106	587	玉掛け技能者	37	1,248	64	992
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	41	590	15	117	第一種電気工事士	9	168	28	352
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	81	838	89	490	第二種電気工事士	33	791	108	922
管理業務主任者	9	70	6	18	足場の組立て等作業主任者	2	56	0	64
実用英語技能検定2級	45	616	4	18	1級管工事施工管理技士	1	38	25	101
TOEIC(730点~)	48	460	3	11	2級管工事施工管理技士	0	28	19	131